

正味財産増減計算書

2024年 1月 1日から2024年12月31日まで

(単位:円)

科 目	前 年 度 (2023年1～12月)	当 年 度 (2024年1～12月)	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	1,065,372,750	1,056,673,450	△ 8,699,300
運 用 収 益	199,361,649	209,705,883	10,344,234
代 理 店 手 数 料 収 入	13,989,164	13,777,613	△ 211,551
雑 収 入	341,332	302,390	△ 38,942
経常収益計	1,279,064,895	1,280,459,336	1,394,441
(2) 経常費用			
事 業 費	1,333,468,834	1,134,476,734	△ 198,992,100
離職金共済責任準備金繰入額	1,096,445,009	1,124,181,375	27,736,366
離職金共済責任準備金戻入額	450,834,000	75,562,000	△ 375,272,000
役員報酬	△ 255,302,000	△ 118,734,000	136,568,000
給 当	4,245,000	4,650,000	405,000
退 手 担 金	24,916,198	32,398,024	7,481,826
法 定 福 利 生 費	986,000	1,498,000	512,000
福 利 生 費	4,038,325	5,076,017	1,037,692
旅 交 通 費	343,755	338,978	△ 4,777
通 運 費	515,023	640,118	125,095
減 価 償 却 費	55,103	51,348	△ 3,755
消 耗 品 費	947,875	648,750	△ 299,125
図 書 印 刷 費	80,795	59,433	△ 21,362
保 険 料	33,220	19,360	△ 13,860
租 税 公 課	294,770	347,286	52,516
支 払 手 借 料	635,700	626,100	△ 9,600
賃 料	3,801,135	6,517,913	2,716,778
雑 費	598,916	596,027	△ 2,889
管 理 費	10	5	△ 5
役 員 報 酬	45,013,439	58,335,776	13,322,337
給 当	4,825,000	5,483,000	658,000
退 手 担 金	24,916,202	32,398,033	7,481,831
法 定 福 利 生 費	986,000	1,498,000	512,000
福 利 生 費	4,038,335	5,076,026	1,037,691
旅 交 通 費	343,778	338,995	△ 4,783
通 運 費	200,111	206,430	6,319
減 価 償 却 費	141,455	633,588	492,133
消 耗 品 費	998,912	2,594,641	1,595,729
図 書 印 刷 費	472,912	499,431	26,519
保 険 料	45,955	43,749	△ 2,206
租 税 公 課	142,616	166,237	23,621
支 払 手 借 料	473,895	525,292	51,397
賃 料	161,064	160,426	△ 638
雑 費	3,422,524	3,823,223	400,699
管 理 費	598,922	596,032	△ 2,890
役 員 報 酬	3,245,758	4,292,673	1,046,915
経常費用計	1,378,482,273	1,192,812,510	△ 185,669,763
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 99,417,378	87,646,826	187,064,204
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 99,417,378	87,646,826	187,064,204
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
償 却 債 権 取 立 益	37,627	147,883	110,256
償 還 差 益	0	0	0
経常外収益計	37,627	147,883	110,256
(2) 経常外費用			
固 定 資 産 売 却 損	0	0	0
固 定 資 産 除 却 損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	37,627	147,883	110,256
当期一般正味財産増減額	△ 99,379,751	87,794,709	187,174,460
一般正味財産期首残高	21,793,093	△ 77,586,658	△ 99,379,751
一般正味財産期末残高	△ 77,586,658	10,208,051	87,794,709
II 正味財産期末残高	△ 77,586,658	10,208,051	87,794,709

キャッシュ・フロー計算書

2024年1月1日から2024年12月31日まで

(単位：円)

科 目	前 年 度 (2023年1～12月)	当 年 度 (2024年1～12月)	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
(1) 会 費 収 入	1,064,328,640	1,058,783,680	△5,544,960
(2) 運 用 収 入	213,851,537	225,484,204	11,632,667
(3) 代理店手数料収入	13,971,315	13,805,120	△166,195
(4) 雑 収 入	341,332	293,190	△48,142
事業活動収入計	1,292,492,824	1,298,366,194	5,873,370
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出			
離 職 金	1,107,745,485	1,115,068,025	7,322,540
そ の 他 事 業 費	40,366,550	52,650,809	12,284,259
事業費支出計	1,148,112,035	1,167,718,834	19,606,799
(2) 管理費支出			
傷 病 見 舞 金	-	-	-
そ の 他 管 理 費	40,553,202	52,676,677	12,123,475
管理費支出計	40,553,202	52,676,677	12,123,475
事業活動支出計	1,188,665,237	1,220,395,511	31,730,274
事業活動によるキャッシュ・フロー	103,827,587	77,970,683	△25,856,904
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
(1) 投資有価証券償還収入	800,037,627	700,147,883	△99,889,744
(2) 固定資産売却収入	-	-	-
投資活動収入計	800,037,627	700,147,883	△99,889,744
2. 投資活動支出			
(1) 投資有価証券取得支出	1,078,685,500	804,704,000	△273,981,500
(2) 固定資産取得支出	-	-	-
投資活動支出計	1,078,685,500	804,704,000	△273,981,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△278,647,873	△104,556,117	174,091,756
III 現金及び現金同等物に係る換算差額			
IV 現金及び現金同等物の増減額	△174,820,286	△26,585,434	148,234,852
V 現金及び現金同等物の期首残高	393,326,460	218,506,174	△174,820,286
VI 現金及び現金同等物の期末残高	218,506,174	191,920,740	△26,585,434

財産目録

2024年12月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金預金	手元保管用現金	運転資金として	157,285
		普通預金 みずほ銀行京橋支店	運転資金として	191,732,265
		普通預金 ゆうちょ銀行	運転資金として	31,190
	未収会費	離職金共済	2024年12月会費未収分	81,761,700
		法人会計会費	2024年12月会費未収分 (管理費)	4,870,800
	未収収益	経過利息	保有有価証券の利金のうち2024 年度中に計算対象期間があるも ので入金翌期となるもの	56,312,010
	未収金	代理店手数料	東京海上日動火災保険㈱ 2024年11月、12月分等	463,542
	有価証券	一年内償還投資有価証券	離職金共済事業の積立資産であ り、期末から1年以内に満期償 還を迎えるもの	600,731,000
	立替金	業務従事者災害補償制度保険料 (あいおいニッセイ同和損害保険㈱)	2024年12月分 2025年 1月分	22,160,670
流動資産合計				958,220,462

財産目録

2024年12月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金 額
(固定資産) その他固定資産	建物	東京ビュック共有持分 (中央区勝どき2-8-12)		受益資格者の福利厚生施設として保有	867,689
	土地	東京ビュック共有持分 (中央区勝どき2-8-12)		受益資格者の福利厚生施設として保有	4,980,000
	投資有価証券	公共債等		満期保有目的で保有し、運用益を離職金共済事業の財源として使用している	15,191,662,766
	ソフトウェア	プログラム開発費		離職金共済および災害補償制度のシステム開発費用として	816,292
固定資産合計					15,198,326,747
資産合計					16,156,547,209
(流動負債)	未払費用	離職金共済事業		離職金共済給付金 (2024年12月後期分)	17,299,241
		(株)ヤクルト本社他		出向者人件費負担金他	24,447,797
	未払金	代理店手数料 2024年度確定額と暫定額の差額分		あいおいニッセイ同和損害保険(株) 東京海上日動火災保険(株)	160,420
	預り金	スワローズ後援会		スワローズ後援会費預り分	2,700
流動負債合計					41,910,158
(固定負債)	離職金共済責任準備金	離職金共済事業		離職金共済事業の給付に備え、2024年12月末責任準備金を計上	16,102,008,000
	退職給付引当金			事務局職員の退職金給付に備え計上	2,421,000
固定負債合計					16,104,429,000
負債合計					16,146,339,158
正味財産					10,208,051

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法、その他の有価証券は市場価額をもって貸借対照表価額としています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物・什器備品・・・定率法

ソフトウェア・・・定額法

(3) 責任準備金の計上基準

離職金共済責任準備金・・・将来の離職金給付を行うために期末日において保有しておくべき額を計上しています。

なお、当該金額は、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（旧みずほ総合研究所）に計算を委託し総合保険料方式により算出した 2023 年 12 月 31 日現在の責任準備金をもとに、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの会費収入、離職金給付に基づき調整・評価したものです。

(4) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金です。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 担保に供している資産

該当事項はありません。

3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	7,620,000	6,752,311	867,689
什 器 備 品	0	0	0
ソ フ ト ウ ェ ア	4,897,500	4,081,208	816,292
合 計	12,517,500	10,833,519	1,683,981

4. 保証債務

該当事項はありません。

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
公 共 債	6,726,491,791	6,843,184,000	116,692,209
一 般 事 業 社 債	8,066,811,625	7,614,464,950	-452,346,675
外 国 債 券	999,090,350	910,102,000	-88,988,350
合 計	15,792,393,766	15,367,750,950	-424,642,816

6. 関連当事者との取引の内容

該当事項はありません。

7. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲および重要な非資金取引

(1) 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりです。

①前期末

現金預金勘定	218,506,174 円
預入期間が 3 カ月を超える定期預金	一) 該当なし
現金および現金同等物	218,506,174 円

②当期末

現金預金勘定	191,920,740 円
預入期間が 3 カ月を超える定期預金	一) 該当なし
現金および現金同等物	191,920,740 円

(2) 重要な非資金取引については、該当ありません。

8. 重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

一般社団法人ヤクルト同仁協会
理事会 御中

監査法人シドー

横浜事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 竹内 直樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づき、一般社団法人ヤクルト同仁協会の2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度の貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に

その他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項

が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。

- 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2025年2月7日

一般社団法人ヤクルト同仁協会

理事長 岸本 明 殿

一般社団法人ヤクルト同仁協会

監 事 春日 利文 ⑩

監 事 吉田 健吾 ⑩

2024年1月1日から2024年12月31日までの事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他理事の職務の執行の監査について、次のとおり報告いたします。

1 監事の監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、各監事が分担して、必要な調査を行い、その結果を監事間で協議して、監査を実施しました。

具体的には、理事会その他重要な会議に出席し、重要な決裁書類や報告書を閲覧し、当協会の理事等及び会計監査人から、職務の執行状況について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受けました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当協会の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当協会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 会計監査人監査法人シドニーの監査の方法及び結果は相当です。

以 上